

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	存在拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R2.8.5	R2.10.5	平成30年3月27日付29港税固第304号 宗教法人が専らその本来の用に供する固定資産に係る固定資産税・都市計画税の非課税について（新規）	7	1					1	1							（7条2号）個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるため （7条3号）法人に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の競走上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため （7条6号）主税局が納税者の協力に基づく調査の結果得られた主税局と納税者のみが知りうる情報であり、情報が公となることにより納税者との信頼関係が損なわれ、今後の税務調査に協力が得られなくなり、賦課徴収事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	主税局港都税事務所固定資産税課
2	R2.8.5	R2.10.5	平成29年3月27日付28新税固第431号 宗教法人が所有する固定資産に係る固定資産税・都市計画税の非課税について（新規）	3	1					1	1							（7条2号）個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるため （7条3号）法人に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の競走上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため （7条6号）主税局が納税者の協力に基づく調査の結果得られた主税局と納税者のみが知りうる情報であり、情報が公となることにより納税者との信頼関係が損なわれ、今後の税務調査に協力が得られなくなり、賦課徴収事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	主税局新宿都税事務所固定資産税課
3	R2.8.5	R2.10.5	平成31年1月11日付30葛税固第351号 宗教法人が専らその本来の用に供する固定資産（償却資産）に係る固定資産税の非課税について（新規）	2	1					1	1							（7条2号）個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるため （7条3号）法人に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の競走上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため （7条6号）主税局が納税者の協力に基づく調査の結果得られた主税局と納税者のみが知りうる情報であり、情報が公となることにより納税者との信頼関係が損なわれ、今後の税務調査に協力が得られなくなり、賦課徴収事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	主税局葛飾都税事務所固定資産税課
4	R2.8.3	R2.10.6	(1) 「預貯金照会電子化サービス」事業者選定委員会 設置要綱 (2) 仕様書（案） (3) 電子情報処理委託に関する標準特記仕様書 (4) 「預貯金照会電子化サービス」事業者選定基準 (5) 評価項目及び配点表 (6) サービス提案書作成要領 (7) 「預貯金照会電子化サービス」事業者選定委員会 座席表	13	1														主税局徴収部徴収指導課
5	R2.8.3	R2.10.6	(1) 「預貯金照会電子化サービス」事業者選定委員会次第 (2) 意見書（特別委員） (3) 金融機関照会実績資料 (4) 議事録 (5) 質問事項一覧表 (6) サービス提案書対比表 (7) 評価項目及び配点表（各委員採点記入後） (8) 集計結果	29	1					1	1				1			（第7条第2号）特別委員は公務員でないため、その氏名は公にされている情報ではなく、個人情報にあたるため。 （第7条第3号）本件対象文書であるサービス提案書等に記載されている情報については、法人が本来の事業活動を行う上で、広く一般に公にしている情報とは認められず、公にすることで、法人の競手上又は事業運営上の地位、その他社会的な地位が損なわれるため。 （第7条第6号）特別委員の意見書は、特別委員自らが記載した内容であり、これを公にすることで特別委員との信頼関係が損なわれ、今後協力が得られなくなるおそれがあり、行政運営に支障をきたすこととなるため。また、（7）及び（8）は、各委員の個別の採点結果が記載された内容であり、これを公にすることで、特定の職員に圧力がかかるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障をきたすため。	主税局徴収部徴収指導課
6	R2.8.3	R2.10.6	(1) サービス提案書（A社） (2) サービス提案書（B社） (3) 質問事項一覧表 項番2に対する回答別紙			1					1							（第7条第3号）本件対象文書であるサービス提案書等に記載されている情報については、法人が本来の事業活動を行う上で、広く一般に公にしている情報とは認められず、公にすることで、法人の競手上又は事業運営上の地位、その他社会的な地位が損なわれるため。	主税局徴収部徴収指導課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
7	R2. 10. 6	R2. 10. 20	平成30基準年度鑑定評価書 (標準宅地番号12-112)	4	1														(7条2号) 公にすることで、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため (7条3号) 公にすることで、当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため (7条4項) 偽造された場合に、当該不動産鑑定士の財産などを脅かすおそれがあると認められるため (7条6号) 公にすることで、具体的な地点が特定され、所有者に不利益が生じるおそれがある。これによって、都民の税務行政に対する信頼を損ない事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	主税局新宿都税事務所固定資産評価課
8	R2. 10. 15	R2. 10. 22	東京都中央都税事務所 (2) 電話交換設備新設等工事 (その2)	13	1															主税局総務部経理課

表の見方
<決定区分>
・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
<(根拠規定)条例7条>
・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
<公文書の件名>について
・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は○と表記しています。
・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。